

千葉県報

定例
令和5年7月4日

第13851号

千葉県報

令和5年7月4日(火曜日)

主要目次

○ 救急病院の認定	一
○ 土地改良区定款の変更認可(二件)	一
○ 保安林予定森林(二件)	一
○ 道路区域の変更(二件)	二
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可	二
○ 海区漁業調整委員会指示	二
○ 千葉県海区漁業調整委員会指示第二百四十二号	二
○ 公告	三
○ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見の概要	三
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出の取下げ	三
○ 土地改良区役員の退任及び就任(五件)	三
○ 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧	六
○ 頭首工管理規程の認可	六
○ 公共測量の実施(九件)	六
○ その他	八
○ 行政書士試験の実施	八

告示

示

千葉県告示第二百六十一号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があつた次の病院を救急病院と認定した。
令和五年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

名 称	医療法人徳洲会 千葉徳洲会病院
所在地	船橋市高根台二丁目一 番一 号
認定の有効期限	令和八年六月三十日

千葉県告示第二百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、南房総市和田町小川土地改良区の定款の変更を令和五年六月二十六日付けで認可した。
令和五年七月四日
千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、夷隅郡総元土地改良区の定款の変更を令和五年六月二十六日付けで認可した。
令和五年七月四日
千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。
令和五年七月四日
千葉県知事 熊谷 俊人

一 保安林予定森林の所在場所

長生郡一宮町一宮字本給大坂五、八五八番

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び長生郡一宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。
令和五年七月四日
千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事 熊谷 俊人

一 保安林予定森林の所在場所
長生郡長南町蔵持字明神下二四八番

二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び長生郡長南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和五年七月四日から三週間、縦覧に供する。

令和五年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 道路の種類 県道

二 路線名 白井流山線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
柏市藤ヶ谷字 白幡台一、一 〇三番一地先 から字子ノ神 作五六二番七 地先まで	前 後	九・七七メートルから 一一・九七メートルまで 一〇・一六メートルから 一二・一八メートルまで	一八八・三九メートル 一八八・三九メートル

千葉県告示第二百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和五年七月四日から三週間、縦覧に供する。

令和五年七月四日

一 道路の種類 県道

二 路線名 柏印西線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
柏市柳戸字棚 子五一一番一 地先から字西 原四九八番一 地先まで	前 後	七・六一メートルから 一一・八四メートルまで 九・五一メートルから 一一・九九メートルまで	一六〇・五五メートル 一六〇・五五メートル

千葉県告示第二百六十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十九条第一項の規定により、四街道市鹿渡南部土地区画整理組合の事業計画(設計の概要及び資金計画)の変更を次のとおり認可した。

令和五年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 組合の名称

二 事務所所在地

三 設立認可の年月日

四 変更認可の年月日

令和五年七月四日

四 変更認可の年月日
令和五年七月四日

海区漁業調整委員会指示

千葉県海区漁業調整委員会指示第二百四十二号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、定置漁業の保護区域を次のとおり定め、この保護区域内においては、まき網漁業を操業してはならない。

この指示の有効期間は、令和五年九月一日から令和十年八月三十一日までとする。
令和五年七月四日

保護区域の範囲

千葉海区漁業調整委員会会長 石井 春人

一 外房（鴨川市から南房総市千倉町に至る地先海面）

次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結ぶ線によって囲まれた区域
ア 台浮子を結ぶ線（以下「基線」という。）の延長線上、前面側の台浮子から前面へ
四百メートルの点

イ 点アを通り基線の延長線と垂直に交わる線と点ウを通り基線と平行する線との交点
ウ 垣網の最終点（以下「とめ」という。）

エ 点イ及びウを通る線と点オを通り基線の延長線と垂直に交わる線との交点
オ 基線の延長線上、後面側の台浮子から後面へ二百メートルの点

カ 点キを通り基線に平行する線と点エ及びオを通る線との交点
キ 突通しの沖側浮子から沖合へ百メートルの点

ク 点イ及びアを通る線と点カ及びキを通る線との交点
ただし、鴨川市磯村地先海面を除き、三月一日から八月三十一日までの期間において
は、次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結ぶ線によって囲まれた区
域（定置漁業権者の同意があった場合は、当該同意のあった区域）とする。

ア 基線の延長線上、前面側の台浮子から前面へ千二百メートルの点
イ 点アを通り基線の延長線と垂直に交わる線と点ウを通り基線と平行する線との交点
ウ とめ

エ 点イ及びウを通る線と点オを通り基線の延長線と垂直に交わる線との交点
オ 基線の延長線上、後面側の台浮子から後面へ四百メートルの点

カ 点キを通り基線に平行する線と点エ及びオを通る線との交点
キ 突通しの沖側浮子から沖合へ三百メートルの点

ク 点イ及びアを通る線と点カ及びキを通る線との交点

二 内房（館山市洲崎から富津市金谷に至る地先海面）

次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結ぶ線によって囲まれた区域
ア 基線の延長線上、前面側の台浮子から前面へ六百メートルの点

イ 点アを通り基線の延長線と垂直に交わる線と点ウを通り基線と平行する線との交点
ウ とめ

エ 点イ及びウを通る線と点オを通り基線の延長線と垂直に交わる線との交点
オ 基線の延長線上、後面側の台浮子から後面へ三百メートルの点

カ 点キを通り基線に平行する線と点エ及びオを通る線との交点
キ 突通しの沖側浮子から沖合へ百メートルの点

ク 点イ及びアを通る線と点カ及びキを通る線との交点

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により、次のと
おり大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ
いて意見を有する者から意見が述べられた。

なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び白井市市民環境経済部産業振興課
において、令和五年七月四日から八月四日まで縦覧に供する。

令和五年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフーズ白井店

白井市根字大門口一、九一八番地八

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社共同企画 代表取締役 小金谷久

松戸市六実四丁目一〇番地の二

三 意見の概要

E-2 出入口の完全閉鎖

※現在一時的に三角コーンで簡易的に閉鎖している状態

※いつでも出入口として再開出来る状態なので、出入口設置前の柵の状態に復帰

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出の取下げ

令和五年一月十七日付けで公告したジョイフーズ白井店に係る大規模小売店舗立地法
（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出につ
いては、令和五年六月八日付けで取り下げられた。

令和五年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、市原市
佐是土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

令和五年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

市原市佐是五一九番地の三

市原市佐是五九〇番地

市原市佐是五四七番地

市原市佐是五四五番地

阿部 民男
豊田 政久
伊藤 光知枝
阿部 和夫

<p>一 縦覧に供する書類の名称</p> <p>1 鴨川市加茂川沿岸土地改良区土地改良事業変更計画書の写し</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>二 退任監事</p> <p>いすみ市 岬町桑田一、五九〇番地</p> <p>岬町榎沢二、四八八番地一</p> <p>岬町岩熊二、六〇五番地</p> <p>岬町谷上二、五七九番地</p> <p>就任理事</p> <p>いすみ市 岬町桑田二、五三七番地</p> <p>岬町榎沢二、四一〇番地</p> <p>岬町榎沢八六三番地一</p> <p>二、九四一番地</p> <p>七五番地三</p> <p>岬町岩熊六四七番地</p> <p>岬町市野々一五三番地</p> <p>岬町岩熊三、三〇二番地</p> <p>岬町谷上四七八番地</p> <p>二、〇四二番地</p> <p>岬町椎木二、八二九番地内一</p> <p>就任監事</p> <p>いすみ市 岬町桑田八八九番地一</p> <p>岬町岩熊二、六〇五番地</p> <p>長生郡長南町長南一、二六七番地一</p>	<p>田中 政和</p> <p>峯島 治一郎</p> <p>石野 政男</p> <p>小安 善夫</p> <p>江澤 直芳</p> <p>露崎 伊和男</p> <p>吉野 良規</p> <p>鶴岡 利行</p> <p>鶴岡 芳和</p> <p>安藤 茂樹</p> <p>中田 良一</p> <p>峰島 宗利</p> <p>在原 賢二</p> <p>北根 健一</p> <p>中村 好男</p> <p>石川 善一</p> <p>田中 政和</p> <p>鶴沢 恒雄</p> <p>石野 政男</p> <p>鶴沢 一吉</p> <p>大谷 啓造</p> <p>吉野 良規</p> <p>金澤 正成</p>	<p>土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、鴨川市加茂川沿岸土地改良区の鴨川市加茂川沿岸地区における土地改良事業(農業用排水施設の管理)計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>令和五年七月四日</p>	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和五年七月四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>三 測量計画機関 千葉市</p> <p>二 作業種類 公共測量(基準点復旧)</p> <p>三 作業期間 令和四年十一月一日から令和五年五月三十一日まで</p> <p>四 作業地域 千葉市美浜区真砂四丁目</p>	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和五年七月四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>2 鴨川市加茂川沿岸土地改良区定款の写し</p> <p>二 縦覧期間</p> <p>令和五年七月五日から八月二日まで</p> <p>三 縦覧場所</p> <p>鴨川市役所</p>	<p>頭首工管理規程の認可</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、山武郡中央土地改良区の頭首工管理規程の認可申請を適当と認めるので、令和五年六月二十六日付けで認可した。</p> <p>令和五年七月四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>頭首工管理規程の概要</p> <p>県営ほ場整備事業(山武中央地区)により造成された鶴巻堰、横田堰及び埴谷堰、県営かんがい排水事業(作田川上流域川地区)により造成された富口堰、戸田堰及び親田堰、小規模河川改良事業により造成された中台堰及び折戸堰並びに県単河川改良事業により造成された下木戸堰の維持、操作その他の管理について、管理規程において次の事項を定める。</p> <p>一 貯水、放流又は取水に関する事項</p> <p>二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項</p> <p>三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項</p> <p>四 その他施設の管理に関し必要な事項</p>
---	--------------------	---	--	---	---	---	---	--	---

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所

二 作業種類 公共測量(UAV写真測量)

三 作業期間 令和四年十一月一日から令和五年二月二十五日まで

四 作業地域 銚子市長塚町、本城町及び松本町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類 公共測量(用地測量)

三 作業期間 令和四年九月十日から令和五年二月二十八日まで

四 作業地域 市川市下妙典

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 千葉地方方法務局

二 作業種類 公共測量(不動産登記法第十四条第一項地図作成)

三 作業期間 令和四年十一月一日から令和六年一月三十一日まで

四 作業地域 習志野市鷺沼台二丁目、藤崎六丁目、藤崎七丁目、本大久保一丁目及び本大久保二丁目

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 勝浦市

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 令和四年十二月二十五日から令和五年一月七日まで

四 作業地域 勝浦市全域

千葉県知事 熊谷 俊人

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 千葉県南部漁港事務所

二 作業種類 公共測量(航空レーザ測量 レベル五百)

三 作業期間 令和四年九月九日から令和五年三月二十四日まで

四 作業地域 富津市富津

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 山武市

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 令和四年十二月一日から令和五年二月二十八日まで

四 作業地域 山武市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 いすみ市

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 令和四年十二月一日から令和五年三月二十二日まで

四 作業地域 いすみ市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年七月四日

一 測量計画機関 千葉県長生土木事務所
 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
 三 作業期間 令和四年十一月一日から令和五年二月二十八日まで
 四 作業地域 いすみ市及び大網白里市並びに長生郡一宮町、長生村及び白子町

その他

行政書士試験の実施
 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第一項の規定による千葉県知事の委任に係る令和五年度行政書士試験を次のとおり実施する。
 令和五年七月四日

一 試験期日
 令和五年十一月十二日(日曜日)午後一時から午後四時まで
 一般財団法人行政書士試験研究センター
 理事長 多賀谷 一照

二 試験場所
 日本大学理工学部船橋キャンパス(船橋市習志野台七丁目二四番一号)

三 試験の科目及び方法
 1 試験の科目
 (一) 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 四十六題)
 憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和五年四月一日現在施行されているものとする。
 (二) 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数 十四題)
 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

2 試験の方法
 「行政書士の業務に関し必要な法令等」にあつては択一式及び記述式による筆記試験、「行政書士の業務に関連する一般知識等」にあつては択一式による筆記試験を行う。

四 受験手数料等
 1 受験手数料
 一万四百円

2 受験手数料の納付方法
 試験案内に記載されている方法により納付すること。

五 受験手続
 1 郵送による受験申込み

(一) 受付期間
 令和五年七月二十四日(月曜日)から八月二十五日(金曜日)まで(同日の消印があるものまで受け付ける。)
 (二) 受験申込方法
 受験願書一式を、受験願書と一緒に配布する所定の封筒により一般財団法人行政書士試験研究センター試験課へ簡易書留郵便で郵送すること。

(三) 受験願書及び試験案内の配布方法、配布期間等

(1) 郵送配布
 ア 配布期間
 令和五年七月二十四日(月曜日)から八月十八日(金曜日)まで
 イ 請求方法
 百四十円分の切手を貼付し、宛先明記の返信用封筒(角形二号(A4サイズ)の用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、請求先まで郵便で請求すること(令和五年八月十八日必着のこと。)
 ウ 請求先
 名称 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
 宛先 郵便番号二五二〇二九九 日本郵便株式会社相模原郵便局留

(2) 窓口配布
 ア 配布期間
 令和五年七月二十四日(月曜日)から八月二十五日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)
 イ 配布場所

配布場所	所在地	配布時間
千葉県庁本庁舎二階「県政情報コーナー」	千葉市中央区市場町一番一 号	午前九時から午後五時まで
葛南地域振興事務所	船橋市本町一丁目三番一号 (フェイスペイン七階)	〃
東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本七番地(千葉 県東葛飾合同庁舎)	〃
印旛地域振興事務所	佐倉市錦木仲田町八番地一 (千葉県印旛合同庁舎)	〃
香取地域振興事務所	香取市佐原イ九二番地一一 (千葉県香取合同庁舎)	〃
海匝地域振興事務所	旭市二一、九九七番地一 (千葉県海匝合同庁舎)	〃

山武地域振興事務所	東金市東新宿一七番地六 （千葉県東金合同庁舎敷地内）	〃
長生地地域振興事務所	茂原市茂原一、一〇二番地 一（千葉県長生合同庁舎）	〃
夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町猿稻一四番地 （千葉県夷隅合同庁舎）	〃
安房地域振興事務所	館山市北条四〇二番地の一 （千葉県安房合同庁舎）	〃
君津地域振興事務所	木更津市貝渕三丁目一三番 三四号（千葉県君津合同庁舎）	〃
千葉県行政書士会	千葉市中央区中央四丁目一 三番一〇号 千葉県教育会 館本館四階	〃

2 インターネットによる受験申込み

(一) 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページからインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を入力すること。

（ホームページアドレス <https://gyosei-shiken.or.jp>）

(二) 受付期間

令和五年七月二十四日（月曜日）午前九時から八月二十二日（火曜日）午後五時まで（同日午後五時までに必要事項の入力及び送信を完了したものに限り受け付ける。）

(三) 受験手数料の払込み

クレジットカード（VISA・Master・JOB・AMERICAN EXPRESS・Dinersのいずれか）であって、申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストア）を利用して払い込むこと。

3 連絡先（問合せ先）

名称 一般財団法人行政書士試験研究センター

所在地 郵便番号一〇二一〇〇八二 東京都千代田区一番町二五番地 全国町村議員会館三階

電話 〇三（三二六三）七七〇〇

六 特例措置の実施

身体機能に障害のある者等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等受験に際して特別の措置を希望するものは、受験の申込みに先立って、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで相談すること。

七 合格発表の日時及び方法

1 合格発表の日時

令和六年一月三十一日（水曜日）午前九時

2 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに、合格者の受験番号を合格発表の日の午前中に掲載する。

（ホームページアドレス <https://gyosei-shiken.or.jp>）

購読料

本号

一部

三〇円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県